

八潮市景観計画の変更（抜粋） ～中川周辺地区特定区域の追加～

第1章：市域の景観まちづくり

第1節：景観計画の区域（法第8条第2項第1号）

（略）

第2節：良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

市域全体に係る良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

1. 景観まちづくりの目標

（略）

2. 景観まちづくりの基本方針

（略）

3. 景観区分と方針

（1）都市的景観区分

（略）

（2）自然的景観区分

⑥中川及び周辺地

区分：中川とその周辺地で、貴重な水辺や自然、農地の景観を保全し、市民の憩いの場となる景観形成が求められる地域

方針：「やすらぎを感じる景観」の保全・誘導

4. 景観区分別基準

（略）

第3節：良好な景観まちづくりのための行為の制限に関する事項（法第8条第4項第2号）

（略）

第2章：地域の景観まちづくり

第1節：地域の景観まちづくりの区域

地域性を活かした景観まちづくりを推進するために、「景観計画特定区域」を定めます。

また、今後、地域性を活かした景観まちづくりを促進する必要がある区域を「景観まちづくり促進区域」として位置付け、その熟度や具体性に応じ「景観計画特定区域」に位置付けていきます。

1. 景観計画特定区域

景観計画特定区域を以下のように定めます。

（1）八潮駅周辺商業特定区域

（略）

（2）八潮南部東まちづくり推進地区特定区域

（略）

(3) 中川周辺地区特定区域

中川やしおスポーツパークの南側から新中川橋までの中川遊歩道（旧堤防）と新堤防の間に広がる二丁目・木曽根・南川崎の各一部の区域については、「中川周辺地区特定区域」として位置づけ、「八潮市中川周辺地区 農づくりマナーブック（平成25年発行）」に掲げる将来像「いろんな耕作地が集まった、八潮らしい美しい農地景観が広がる、地域の交流の場」の実現を目指し、本地区の特性を活かした良好な景観まちづくりを進めます。



第2節：特定区域における良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

特定区域における良好な景観の形成に関する方針を次のとおり定めます。

1. 八潮駅周辺商業特定区域

（略）

2. 八潮南部東まちづくり推進地区特定区域

（略）

3. 中川周辺地区特定区域

（1）景観まちづくりの方針

地区目標：農地や自然などの風土を活かしたやすらぎと潤いある景観づくり

方針①：優良農地エリアとして、美しい農地景観の保全

方針②：地域住民にやすらぎと潤いを与える自然環境との調和

方針③：恵まれた地域資源を活かした交流拠点の創出

（2）景観形成の基準

①景観形成基準

項目		行為の配慮事項
物件のたい積		・たい積物は、たい積する高さをできるだけ抑え、整然と積み上げる等、周辺の農地景観との調和や外部からの見え方に配慮します（ただし、土砂のたい積等は除く。）。
太陽光発電設備		・パネルの色彩は黒又は濃紺もしくは低明度・低彩度のものを使用します。 ・パネルは、反射が少なく模様が目立たないものを使用します。 ・パネルのフレームや架台の色彩は、パネル部と同色にする等パネルとの一体性や周辺の農地景観に配慮します。 ・付属設備は、周辺の農地景観との調和を図ります。
広告物		・広告物の掲出は避けます。やむを得ず掲出する場合は、突出した色彩や照明、電光掲示の使用は避け、周辺の農地景観との調和を図ります。
上記の行為に関する共通事項	照明	・農作物など周辺への影響を与えないよう、光量や光源の向き、設置数・位置、点灯時間帯等に配慮します。
	塀又はさく等	・自然素材を使用するよう努めます。また、落ち着いた色彩のものを使用します。
		・周辺への圧迫感の軽減に配慮し、開放的な構造のものを使用するよう努めます。
	植栽	・敷地外周部を常緑樹等で緑化し、修景を行うよう努めます（ただし、広告物を設置する場合は除く。）。
	色彩	・周辺の農地景観に配慮し、低明度・低彩度を基調とします。
	その他	・美観を維持できるように、定期的にメンテナンスを行うよう努めます。

②色彩基準

物件のたい積に伴う塀又はさく等や照明等、太陽光発電設備及び工作物の外観に使用できる色彩の範囲は以下のとおりとします。

ただし、着色していない素材の色彩、工作物で法令上の制限によりやむを得ない場合に使用する色彩、又は、見附面積の10分の1未満の範囲で使用されるアクセントカラーは除きます。

色相	明度	彩度
R. YR. Y	3以上8以下	4以下
GY. G. PB. P. RP B G. B	3以上8以下	2以下
無彩色 (N)	3以上8以下	——

【参考：届出対象行為】 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に規定